

之の採存仕容の要求書の如き山を掃養、九には休  
ひあつた存り、当直の者に差出たが、当直から  
の係留と拒絶と水征等二三元のしは所以上の要求  
書と持て帰った。

十日、反逆に幹部二三人の者は晝の休憩時間中  
工場長に面會。左要求書其のしを提出して、  
その内容は、<sup>地倉</sup>江戸御修治に觸水の如きものは任  
意、而もと●水は幹部の罷免するなり、全理事実  
無根のニとばかりであつた。

故に工場長は「選着」のそのの事實を楯に取らうは  
自分よりにおもひ分は取山あり、此、とんをニとて、  
更とやのい出點のす。いとなし、やないか、室長のニと

を、やが、云ふのは、同志を悪くする合ふとて、  
實に、つまらぬ事だ。と云ふ彼等には、今迄の内、  
七の、彼等は納得して、帰に要求書、  
退去したるがある。

左幹部二三人の者は、掃養後再び勝山に會つた、  
は、か、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、つ、  
書があるもの、要求書なり要求書の、  
土、在、ニ、も、要、求、す、る、の、が、  
の、な、り、俺、は、常、備、組、合、等、に、  
と、云、わ、れ、て、  
十二日、組長幹部の者は再び勝山を清く工場長に

面會。清く合つた結果、事件を、  
追詰たこと、